

公告第 5 号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 24 年 3 月 28 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 24 年 3 月 30 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 三 木 正 夫

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則(昭和 46 年制定)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項第 1 号中「災害新規貸付」を「災害家財貸付」に改め、「住宅、住宅の敷地又は」を削り、同項第 2 号中「災害新規貸付」を「災害住宅貸付」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 災害住宅貸付 組合員の住宅又は住宅の敷地に係る災害による損害

第 5 条第 1 項第 2 号中「(次号において「住宅貸付額」という。)を削り、同項第 3 号中「イ及びロ」を「イからハマで」に、「当該イ又はロ」を「それぞれイからハマで」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「災害新規貸付」を「災害住宅貸付」に、「住宅貸付額」を「前号に規定する住宅貸付の額(ハにおいて「住宅貸付額という。)」に改め、「(当該金額が 1,800 万円を超えるときは 1,800 万円)」を削り、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ 災害家財貸付 一の貸付事由ごとに給料の 6 月分に相当する金額(当該金額が 200 万円を超えるときは 200 万円)

第 5 条第 2 項中「第 3 号イ」を「第 3 号ロ」に改め、「掲げる」の次に「者の区分に

応じ当該各号に定める」を加え、同条第 3 項中「第 3 号ロ」を「第 3 号ハ」に改め、同条第 4 項中「第 3 号」の次に「(イを除く。)」を加え、同条第 5 項各号列記以外の部分中「第 3 号の」を「第 4 号の」に改め、同項第 1 号中「第 3 号」の次に「(イを除く。)」を加え、同項第 3 号中「前号」を「第 2 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 一の貸付事由による災害家財貸付と住宅貸付又は当該貸付事由と同一の貸付事由による災害住宅貸付若しくは他の貸付事由による災害貸付とをあわせて行う場合 第 1 項第 3 号 (イを除く。) に規定する金額又は第 2 項若しくは第 3 項に規定する金額 (前項に規定する額が加算された場合にあつては、当該金額に 300 万円を加算した金額)

第 5 条第 6 項中「住宅又は住宅の敷地に係るものに限る」を「災害家財貸付を除く。第 14 条第 2 項及び第 4 項において同じ」に改める。

第 9 条を次のように改める。

(債権の保全及び貸付保険)

第 9 条 借受人は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、組合を被保険者とする貸付保険 (全国市町村職員共済組合連合会貸付債権共同保全事業に関する規則の規定に基づき全国市町村職員共済組合連合会 (以下「連合会」という。) と損害保険会社との間で契約した保険をいう。) の適用を受けるものとする。

- (1) 普通貸付、災害家財貸付及び特別貸付 (高額医療貸付及び出産貸付を除く。)
官公庁等共済組合一般資金貸付保険
- (2) 住宅貸付、災害住宅貸付及び災害再貸付 官公庁等共済組合住宅資金貸付保険

2 借受人は、前項に規定する貸付保険の保険料の一部 (以下「一部負担金」という。) を負担しなければならない。ただし、高額医療貸付及び出産貸付並びに第 13 条の規定により抵当権を設定する貸付けを除くものとする。

3 前項に規定する一部負担金を負担するときは、第 7 条第 1 項の規定により計算した利息と併せて納付するものとし、一部負担金に係る負担率及び算出方法は、理事長が別に定める。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(団体信用生命保険)

第 9 条の 2 借受人は、団体信用生命保険（全国市町村職員共済組合連合会団体信用生命保険事業に関する規則に基づき連合会が生命保険会社と契約した保険をいう。）の適用を受けることができるものとする。

2 前項の規定による団体信用生命保険の適用を申込み者は、当該保険の保険料の全部又は一部を連合会の理事長が定めるところにより負担しなければならない。

第 14 条第 5 項中「第 9 条」を「第 19 条」に改める。

第 16 条第 2 項中「控除し、なお不足する場合には、抵当権を実行して弁済を求める」を「控除する」に改める。

様式第 1 号の 2 中

「

住 宅 貸 付	新 築	2 1 1	増 築	2 1 2	改 築	2 1 3	修 理	2 1 4	住 購	2 1 5
	住・敷 購 入	2 1 6	敷 購	2 1 7						
災害貸付(新規)	水 害	3 1 1	地 震	3 1 2	火 災	3 1 3	その 他 災 害	3 1 4	盗難等	3 1 5
災害貸付(再)	水 害	3 2 1	地 震	3 2 2	火 災	3 2 3	その 他 災 害	3 2 4	盗難等	3 2 5
在宅介護対応 住 宅 貸 付	住 宅	5 1 1	災 害 新 規	5 2 1	災害再	5 3 1				

」

を

「

住 宅 貸 付	新 築		増 築		改 築		修 理		住 購	
	住・敷 購 入		敷 購							
災害家財貸付	水 害		地 震		火 災		その 他 災 害		盗難等	
災害住宅貸付	水 害		地 震		火 災		その 他 災 害			
災害貸付(再)	水 害		地 震		火 災		その 他 災 害			
在宅介護対応 住 宅 貸 付	住 宅		災 害 住 宅		災害再					

」

に改める。

様式第 3 号第 1 項中「とする」を「とし、規則に規定する貸付利率に変動が生じた場合にあっては変動後の利率を適用する」に改め、同様式第 8 項中「全国市町村職員共済組合連合会」の次に「及び同連合会が保険契約を締結した保険会社」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正前の長野県市町村職員共済組合貸付規則により貸し付けた貸付けについては、改正後の長野県市町村職員共済組合貸付規則により貸し付けた貸付けとみなす。
- 3 改正後の第 16 条第 2 項の規定は、施行日後に組合員の資格を喪失した者に係る貸付け又は施行日以後に破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の決定がされた貸付け若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の決定がされた貸付けについて適用し、施行日以前に組合員の資格を喪失した者に係る貸付け又は施行日前に破産法に基づく破産手続開始の決定がされた貸付け若しくは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定がされた貸付けについては、なお従前の例による。